

質疑への回答書

各位

庄原市長
(管財課)

令和2年11月18日に公告を行った「調理場3施設 で使用する電力の供給」の入札案件について、当市に寄せられた質疑に対し、以下のとおり回答します。

最終更新日:令和2年12月14日

記

質疑事項	回答
<p>質疑1 (質疑受領日:令和2年11月20日) 各施設の現在の電力供給会社を教えてください。</p>	<p>回答1 (回答掲載日:令和2年11月25日) 本件の全施設について、現在、株式会社ウエスト電力と電力供給の契約を締結しております。</p>
<p>質疑2 (質疑受領日:令和2年11月20日) 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)を教えてください。</p>	<p>回答2 (回答掲載日:令和2年11月25日) 「自家発補給電力」の契約がある施設はありません。</p>
<p>質疑3 (質疑受領日:令和2年11月20日) 入札書に記載する日付は作成日でよろしいですか。</p>	<p>回答3 (回答掲載日:令和2年11月25日) 入札書に記載する日付に指定はありませんが、入札書提出期限日以前の日付である必要があります。</p>
<p>質疑4 (質疑受領日:令和2年11月20日) 入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)</p>	<p>回答4 (回答掲載日:令和2年11月25日) 電力使用量実績・使用予定電力量一覧表の「2. 供給契約期間における使用予定電力量」に記載の力率を使用し、算定してください。 なお、この力率は、入札付属書(様式第4号)にも記載しています。</p>
<p>質疑5 (質疑受領日:令和2年11月20日) ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様(自販機/委託食堂など)に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますか?</p>	<p>回答5 (回答掲載日:令和2年11月25日) よろしいです。</p>
<p>質疑6 (質疑受領日:令和2年11月20日) 弊社の請求書は、原則、翌月10日迄にWebサイト上で開示、翌月15日迄に到着とし、請求書受領後30日以内(翌々月15日迄)に振込となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>回答6 (回答掲載日:令和2年11月25日) 落札者には、請求時に請求書の速報版を電子メールによりお送りいただくことをお願いしております。 なお、請求書等については、協議に応じます。</p>

質 疑 事 項	回 答
<p>質疑7 (質疑受領日:令和2年11月20日) 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。</p>	<p>回答7 (回答掲載日:令和2年11月25日) 可能です。</p>
<p>質疑8 (質疑受領日:令和2年11月20日) 現在の計量日を教えてください。尚、1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となります。以上、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>回答8 (回答掲載日:令和2年11月25日) 現在の計量日は1日です。 なお、請求回数等については、協議に応じます。</p>
<p>質疑9 (質疑受領日:令和2年11月20日) 2021年10月に託送料金値上げ予定になっておりますが、値上げ適応してよろしいでしょうか。もしくはそこも加味して応札すべきでしょうか。</p>	<p>回答9 (回答掲載日:令和2年11月25日) 現行の管轄電力会社の託送供給約款に基づき入札額の算定をお願いします。 なお、託送料金値上げによる単価見直しについては、協議に応じます。</p>
<p>質疑10 (質疑受領日:令和2年11月25日) 各施設の現供給者を教えてください。</p>	<p>回答10 (回答掲載日:令和2年11月26日) 本件の全施設について、現在、株式会社ウエスト電力と電力供給の契約を締結しております。</p>
<p>質疑11 (質疑受領日:令和2年11月25日) 過去に新電力に切り替えられたことはございますでしょうか。</p>	<p>回答11 (回答掲載日:令和2年11月26日) ございます。</p>
<p>質疑12 (質疑受領日:令和2年11月25日) 入札書に記載する日付に指定がございましたらご教示ください。</p>	<p>回答12 (回答掲載日:令和2年11月26日) 回答3に同じです。</p>
<p>質疑13 (質疑受領日:令和2年11月25日) 落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。</p>	<p>回答13 (回答掲載日:令和2年11月26日) お見込みのとおりです。</p>
<p>質疑14 (質疑受領日:令和2年11月25日) 仮に弊社が落札した場合、契約書(案)の内容について落札後に協議いただくことは(その他)に記載があるとおり、可能という認識でよろしいですか。</p>	<p>回答14 (回答掲載日:令和2年11月26日) お見込みのとおりです。</p>
<p>質疑15 (質疑受領日:令和2年11月25日) 各施設毎に異なる単価設定は可能ですか。</p>	<p>回答15 (回答掲載日:令和2年11月26日) 可能です。</p>

質 疑 事 項	回 答
<p>質疑 16 (質疑受領日: 令和2年 11 月 25 日) 入札書の日付は、作成日を記入するという認識でよろしいですか。 また、入札付属書の会社名欄は、商号のみを記載し、押印不要という認識で相違ありませんか。</p>	<p>回答 16 (回答掲載日: 令和2年 11 月 26 日) 入札書の日付については、回答3に同じです。 また、入札附属書については、お見込みのとおりです。</p>
<p>質疑 17 (質疑受領日: 令和2年 11 月 25 日) 入札書と入札付属書を封筒に入れて封印する際、封緘方法等の指定がございましたらご教示下さい。</p>	<p>回答 17 (回答掲載日: 令和2年 11 月 26 日) 封緘方法に指定はございません。</p>
<p>質疑 18 (質疑受領日: 令和2年 11 月 25 日) 入札書を入れる内封筒には、入札者の商号(名称)、入札施設名、入札回数を記載する必要がありますが、入札施設名は「調理場3施設」とし、各施設名の記載は不要という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>回答 18 (回答掲載日: 令和2年 11 月 26 日) お見込みのとおりです。</p>
<p>質疑 19 (質疑受領日: 令和2年 12 月 1 日) 入札金額は18カ月分で宜しいでしょうか。</p>	<p>回答 19 (回答掲載日: 令和2年 12 月 14 日) お見込みのとおりです。</p>
<p>質疑 20 (質疑受領日: 令和2年 12 月 1 日) 入札書に記載する日付を教えてください。</p>	<p>回答 20 (回答掲載日: 令和2年 12 月 14 日) 回答3に同じです。</p>
<p>質疑 21 (質疑受領日: 令和2年 12 月 1 日) 2回目以降の入札を辞退する場合は、1回目の入札書のみの郵送で宜しいでしょうか。</p>	<p>回答 21 (回答掲載日: 令和2年 12 月 14 日) お見込みのとおりです。</p>
<p>質疑 22 (質疑受領日: 令和2年 12 月 1 日) 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>回答 22 (回答掲載日: 令和2年 12 月 14 日) 契約期間中、質疑内容のような工事等の予定はありません。</p>
<p>質疑 23 (質疑受領日: 令和2年 12 月 1 日) 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。</p>	<p>回答 23 (回答掲載日: 令和2年 12 月 14 日) 協議に応じます。</p>
<p>質疑 24 (質疑受領日: 令和2年 12 月 1 日) 現在の供給者を教えてください。</p>	<p>回答 24 (回答掲載日: 令和2年 12 月 14 日) 回答1に同じです。</p>
<p>質疑 25 (質疑受領日: 令和2年 12 月 1 日) 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。</p>	<p>回答 25 (回答掲載日: 令和2年 12 月 14 日) 請求書は書面の送付をお願いします。</p>

質 疑 事 項	回 答
<p>質疑 26 (質疑受領日: 令和2年 12 月 1 日) 請求書の速報版をメールでお知らせではなく、確定した請求書をWEB上でご確認いただくご対応は可能でしょうか。</p>	<p>回答 26 (回答掲載日: 令和2年 12 月 14 日) 落札者には、請求時に請求書の速報版を電子メールによりお送りいただくことをお願いしております。落札者と、協議します。</p>
<p>質疑 27 (質疑受領日: 令和2年 12 月 1 日) お支払いについて、通常の請求書によるお振込みでのご対応は可能でしょうか。</p>	<p>回答 27 (回答掲載日: 令和2年 12 月 14 日) 可能です。</p>
<p>質疑 28 (質疑受領日: 令和2年 12 月 1 日) (権利義務の譲渡等) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。 『ただし、使用者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』</p>	<p>回答 28 (回答掲載日: 令和2年 12 月 14 日) 契約書の内容について落札者と協議しますが、契約書(案)を基本とします。</p>
<p>質疑 29 (質疑受領日: 令和2年 12 月 1 日) 計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。 『計量は毎月1日午前0:00に行う。』</p>	<p>回答 29 (回答掲載日: 令和2年 12 月 14 日) 可能です。契約書の内容については落札者と協議します。</p>
<p>質疑 30 (質疑受領日: 令和2年 12 月 1 日) 契約書の提出および契約締結期限はございますか。期限について協議可能でしょうか。</p>	<p>回答 30 (回答掲載日: 令和2年 12 月 14 日) 期限は定めておりません。なお、協議については可能です。</p>